

令和5・6年度

一般競争（指名競争）参加資格審査
申請書作成の手引き

（測量・調査及び建設コンサルタント等）

国土交通省 地方整備局（港湾空港関係）

目 次

I	国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要	
1	資格審査制度	1
2	登録主体	1
3	審査時期	2
4	有効期間	2
5	参加できる競争契約の範囲	2
6	申請書を提出できない方	2
II	申請書類の作成	
1	申請書類（申請書及び添付書類等）	3
2	申請書類の作成方法	4
	（1）一般競争（指名競争）参加資格審査申請書 （測量・調査及び建設コンサルタント等）	
	[様式1の1]	5
	[様式1の2]	9
	別表1 競争参加資格希望業種区分等一覧表	13
	別表2 有資格者一覧表	14
	[様式1の3]	16
	（2）業態調書 [様式2]	19
	（3）技術者経歴書 [様式3]	32
	（4）営業所一覧表 [様式4]	34
	（5）添付書類	
	①「登録証明書等」	35
	②「登記事項証明書等」	36
	③「財務諸表類」	36
	④「納税証明書その3等」	37
	（6）委任状	39
	（7）受付通知票	40
	（8）外国事業者が申請する場合の提出書類等	40
III	申請書類の提出、受付	
1	申請方法	41
	（1）定期受付	41
	①インターネット方式	41
	②文書持参方式	41
	③文書郵送方式	41
	④電子メール方式	44
	（2）随時受付	46
	（3）申請に当たっての注意事項	47
IV	審査結果の通知	49
V	申請した事項の変更等の届出	
	（1）変更等の届出が必要な場合	49
	（2）変更届の提出方法	50
	（3）変更届の様式及作成方法	51
VI	資格審査事務の流れ	53

I 国土交通省地方整備局（港湾空港関係）資格審査制度の概要

1 資格審査制度

国土交通省地方整備局（「東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州の8地方整備局」以下「地方整備局」という。）（港湾空港関係）が発注する「測量・調査及び建設コンサルタント等」に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加するためには、地方整備局（港湾空港関係）ごとに作成する「有資格者名簿」に登録されていることが必要です。

本手引きで定める資格審査の対象は、地方整備局（港湾空港関係）発注にかかるものですのでご注意ください。

なお、測量・調査及び建設コンサルタント等業務の競争参加資格審査については、令和5・6年度の定期受付において、申請者の負担軽減、行政事務の合理化等を図るため、インターネット方式による申請受付を実施します。インターネット方式については、測量・建設コンサルタント等業務競争参加資格審査申請書作成の手引き【インターネット編】をご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

また、競争参加資格審査の定期受付における文書持参方式及び文書郵送方式については原則廃止しております。定期受付においては、インターネット方式では対応していない申請（下記※印）に限り文書郵送方式となります。詳しくは、各機関までお問い合わせ下さい（別表3参照）。

定期受付…「インターネット方式」「文書郵送方式（※インターネット方式では対応していない申請に限る）」「電子メール方式」（インターネット方式では対応していない申請に限る）

随時受付…「電子メール方式」「文書郵送方式」「文書持参方式」

※インターネット方式では対応していない申請

次に該当する場合は、インターネット方式を利用することはできません。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き開始決定を受けた者で、競争参加資格の再決定を受けていない場合。

※平成29・30年度競争参加資格審査から、定期受付における「文書郵送方式」は原則廃止しております。

2 登録主体

有資格者名簿への登録申請は、会社や個人のほか、事業協同組合、協業組合であっても行うことができます。

3 **審査時期**

資格審査は2年ごとの区切りで行われており、その区切られた2ヶ年度分の申請を前年度の12月～1月に一括して受付けて審査を行う定期受付と、定期受付終了以降随時に受け付け審査を行う随時受付があります。

4 **有効期間**

今回の定期受付により登録された資格の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間、随時受付によるものは資格決定日から令和7年3月31日まで有効となります。

5 **参加できる競争契約の範囲**

この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、「建設工事に関する設計、監理、調査等及び測量」に係る契約のうち「登録業種」に係るものになります。

6 **申請書を提出できない方**

次の欠格要件に該当する方は、資格審査申請書を提出できません。

また、会社更生法・民事再生法に基づく更生・再生手続開始決定を受けた方かつ競争参加資格の再認定を受けていない方で、申請を希望される場合は、事前に、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課へ「再度の一般競争（指名競争）資格審査の申請希望通知書」を提出してください。詳細な手続きについては、本店所在地を受付担当部局とする地方整備局の総務部経理調達課にお問い合わせください。

<欠格要件>

国の契約等について定めた会計法（昭和22年法律第35号）に基づき、国土交通省地方整備局（港湾空港関係）の測量・調査及び建設コンサルタント等業務においては、以下に掲げる項目に該当する者は、一般競争（指名競争）参加資格を有しないこととしています。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条第1項各号に掲げる次のいずれかに該当する者
 - イ 当該契約を締結する能力を有しない者
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる次の者
 - 一 指定暴力団員
 - 二 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - 三 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
 - 四 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前一～三に該当するものを除く。）
- ② 予決令第71条第1項各号に掲げる次のいずれかに該当すると認められる者

- イ 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ハ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - ヘ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者。
 - ト イ～ヘにより一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ④ 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等業務）若しくは添付書類又はインターネット受付にかかる申請用データの中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者
- ⑤ 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者

II 申請書類の作成

1 申請書類（申請書及び添付書類等）

申請書類は次のとおりです。様式が定められているものは、所定の様式で作成し、表の順序で、クリップでまとめて提出して下さい。

※申請書様式は、ホームページからダウンロードできます。

<https://www.mlit.go.jp/chotatsu/shikakushinsa/index.html>

申請書類名	様式番号	備考
1. 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書	様式1の1	
	様式1の2	
	様式1の3	
2. 業態調書	様式2	
3. 技術者経歴書	様式3	※1
4. 営業所一覧表	様式4	
5①. 登録証明書等（写しでも可）	—	※1
5②. 登記事項証明書（法人の場合） （写しでも可）		※1
5③. 財務諸表類（1年分）		※1
5④. 納税証明書その3等（写し）		
6. 委任状		※2
7. 受付通知票 （返信用葉書、切手を貼付）	指定	※3

※1 申請者が測量・調査を希望し、かつ測量法に基づく測量業者の登録を受けた者であるときは、測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しの提出があれば、「技術者経歴書」、「登録証明書等（写しでも可）」、「登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）」及び「財務諸表類（1年分）」の書類提出を省略できます。

また、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第7条、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第7条又は補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、「技術者経歴書」、「登録証明書等（写しでも可）」、「登記事項証明書（法人の場合）（写しでも可）」及び「財務諸表類（1年分）」の書類提出を省略することができます。

なお、現況報告書の副本の写しに審査対象となる資格者が記載されていない場合には、当該審査対象者となる資格者についての技術者経歴書を提出してください。

※ 現況報告書の副本の写しを提出される場合は、確認印の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、確認印の日付によっては追加書類の提出を求める場合があります。

※ 測量法第55条の8の規定に基づく書類（財務に関する報告書）の写しを提出される場合は、申請の日付が添付書類郵送時以前のうち最新のものであることを確認してください。なお、申請の日付によっては追加の書類の提出を求める場合があります。

※2 行政書士等が代理申請する場合のみ必要となります。

※3 文書郵送方式により提出する場合のみ提出が必要となります。

※ 納税証明書は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）からオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei_index.htm

※ 登記事項証明書は、法務局のホームページからオンラインによる交付請求を行うことができます。

https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

2 申請書類の作成方法

記載例を参考として、次の手順で作成して下さい。なお、申請書類の記載事項の基準日は、申請しようとする日の直前の事業年度の終了日とします。

また、宣誓文の下「令和〇年〇月〇日」の箇所には、申請書類を提出する日を、「令和〇年〇月〇日」の下「〇〇地方整備局 殿」の箇所には、提出先の受付部局名を記入して下さい。

(1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）
 [様式1の1]

※この申請書は、本店（本社）で作成して提出して下さい。従って、申請者は本店（本社）の代表者となります。

様式1の1

01	1: 新規 2: 更新	※02 受付番号	※03 業者コード	※申請者 04の規模	05 適格組 合証明 第 号
----	----------------	----------	-----------	---------------	-------------------

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・調査及び建設コンサルタント等)

令和3・4年度において、貴 地方整備局(港湾空港関係)で行われる測量・調査及び建設コンサルタント等業務に係る競争に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 年 月 日
 ○○地方整備局 殿

06 本社(店)郵便番号 100 - 8918 07 法人番号 111111111111111111

フリガナ チヨダクカスミガセキ

08 本社(店)住所 東京都千代田区霞が関2-1-3

フリガナ カスミガセキコンサルタント

09 商号又は名称 (株)霞が関コンサルタント

10 役職 代表取締役社長

フリガナ チヨダ タロウ フリガナ チヨダ ハナコ

代表者氏名 千代田 太郎 111 担当者氏名 千代田 花子

12 本社(店)電話番号 03-5253-8111 13 担当者電話番号 03-5253-8111
 (内線番号 0000)

14 本社(店)FAX番号 03-5253-8111 15 電子入札用ICカードの登録番号

16 メールアドレス kasumigaseki-consultant@mlit.go.jp

(17 代理申請時使用欄)
 17 申請代理人 申請代理人郵便番号 申請代理人住所 申請代理人電話番号
 申請代理人氏 名

18 登録等を受けている事業

登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日	登録事業名	登録番号	登録年月日
測量業者	第○○号	○年○月○日	建築士事務所	第○○号	○年○月○日	建設コンサルタント	第○○号	○年○月○日
地質調査業者	第○○号	○年○月○日	補償コンサルタント	第○○号	○年○月○日	不動産鑑定業者	第○○号	○年○月○日
土地家屋調査士	第○○号	○年○月○日	司法書士	第○○号	○年○月○日	計量証明事業者	第○○号	○年○月○日

19 設立年月日(和暦) 明治 大正 53 年 12 月 1 日 20 みなし大企業

下記のいずれかに該当する 該当しない

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと(以下同じ)。

※斜文字は記入例

(様式1の1)

項目	記載要領
01 新規・更新～04 申請者の規模	記入不要
05 適格組合証明	○官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載。
06 本社（店）郵便番号	○本社（店）所在地の郵便番号を記入。

項目	記載要領																																				
07 法人番号	<p>○「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第58条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号（13桁）を記入する。</p> <p>※法人番号については、有資格者情報として、有資格者名簿等に記載されますので、<u>誤りのないよう</u>に正確に記入して下さい。</p> <p>※個人の場合など、法人番号の通知を受けていない場合には記入の必要はありません。</p> <p>※法人番号が不明な場合、国税庁法人番号公表サイトで検索してください。https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/</p>																																				
08 本社（店）住所	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○フリガナの欄は、全角カタカナで記載する。</p> <p>○都道府県名については、フリガナは記載しない。</p> <p>○丁目、番地は、「－（ハイフン）」により省略して記載する。</p> <p>○登記簿上の住所と営業上の住所が異なる場合には、営業上の住所を記入して下さい。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。</p>																																				
09 商号又は名称	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○株式会社等法人の種類を表す文字については、下表の略号を用いること。</p> <p>○フリガナの欄は、商号名称のフリガナをカタカナで記載する。ただし、株式会社等法人の種類を表わす略号（（株）、（有）等）については、フリガナは記載不要。</p> <table border="1" data-bbox="440 1384 1439 1800"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> <th>種類</th> <th>略号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>株式会社</td> <td>（株）</td> <td>有限会社</td> <td>（有）</td> <td>合資会社</td> <td>（資）</td> </tr> <tr> <td>合名会社</td> <td>（名）</td> <td>協同組合</td> <td>（同）</td> <td>協業組合</td> <td>（業）</td> </tr> <tr> <td>企業組合</td> <td>（企）</td> <td>合同会社</td> <td>（合）</td> <td>有限責任事業組合</td> <td>（責）</td> </tr> <tr> <td>一般財団法人</td> <td>（一財）</td> <td>一般社団法人</td> <td>（一社）</td> <td>公益財団法人</td> <td>（公財）</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人</td> <td>（公社）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>○外国事業者が申請する場合で、株式会社等の法人の種類を表わす漢字がない場合には、商号の記載は不要。</p>	種類	略号	種類	略号	種類	略号	株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）	合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）	企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）	一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）	公益社団法人	（公社）				
種類	略号	種類	略号	種類	略号																																
株式会社	（株）	有限会社	（有）	合資会社	（資）																																
合名会社	（名）	協同組合	（同）	協業組合	（業）																																
企業組合	（企）	合同会社	（合）	有限責任事業組合	（責）																																
一般財団法人	（一財）	一般社団法人	（一社）	公益財団法人	（公財）																																
公益社団法人	（公社）																																				

項目	記載要領																
10 役職・代表者 氏名	<p>○左詰めで記載。</p> <p>【役職】</p> <p>○下記の役職名のうちから一つを選択して記載する。なお、代表者の役職については、フリガナは不要。</p> <table border="1" data-bbox="464 434 1433 613"> <tr> <td>・取締役</td> <td>・取締役社長</td> <td>・代表取締役</td> <td>・代表取締役社長</td> </tr> <tr> <td>・代表取締役副社長</td> <td>・代表社員</td> <td>・代表者</td> <td>・代表理事</td> </tr> <tr> <td>・理事長</td> <td>・社長</td> <td>・副社長</td> <td>・無限責任社員</td> </tr> <tr> <td>・管財人</td> <td>・会長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>○個人、代表執行役、若しくは該当のない場合は、「代表者」を選ぶこと。</p> <p>【代表者氏名】</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p> <p>○外国事業者が申請する場合には、日本における代表者を記載する。</p>	・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長	・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事	・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員	・管財人	・会長		
・取締役	・取締役社長	・代表取締役	・代表取締役社長														
・代表取締役副社長	・代表社員	・代表者	・代表理事														
・理事長	・社長	・副社長	・無限責任社員														
・管財人	・会長																
11 担当者氏名	<p>※申請者の職員のうち申請内容を把握している方（当方からの当該申請についての質問に答えられる方）を必ず記入すること。</p> <p>○左詰めで記載。</p> <p>○氏名（フリガナを含む。）については、姓と名前との間は1文字あけること。</p>																
12 本社（店）電 話番号 13 担当者電話番 号 14 本社（店）FAX 番号	<p>○左詰めで記載。</p> <p>○市外局番、市内局番及び番号については、それぞれ「-（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないこと。</p> <p>○担当者の電話番号を必ず記載すること。また、必要があれば内線番号も記入する。</p> <p>○本社（店）FAX番号がない場合は、「なし」と記載する。</p>																
15 電子入札用IC カードの登録番号	記入不要																
16 メールアドレ ス	○契約を担当する部署のメールアドレスを記載してください。																
17 申請代理人	<p>○<u>行政書士等が代理申請する場合のみ使用する。</u></p> <p>※申請者の職員が代表者に代わって申請書を提出する場合は本欄への記載は不要。</p> <p>※本欄を使用して代理申請を行う場合には、申請者（代表者）から申請代理人への委任状を添付すること。（39ページ参照）</p>																
18 登録を受けて いる事業	<p>○次の区分に従い、それぞれ該当する場合に記載して下さい。</p> <p><u>なお、記載する場合には添付書類として該当する登録証明書等（写しでも可）が必要となります。</u></p> <table border="1" data-bbox="440 1935 1437 2022"> <tr> <td data-bbox="440 1935 727 2022">測量業者</td> <td data-bbox="727 1935 1437 2022">測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。</td> </tr> </table>	測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。														
測量業者	測量法（昭和24年法律第188号）第55条による登録を受けている場合。																

項目	記載要領	
	建築士事務所	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条による登録を受けている場合。
	建設コンサルタント	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条による登録を受けている場合。
	地質調査業者	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条による登録を受けている場合。
	補償コンサルタント	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条による登録を受けている場合。
	不動産鑑定業者	不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条による登録を受けている場合。
	土地家屋調査士	土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条による登録を受けている場合。（土地家屋調査士が2人以上所属しているときは、1人のみについて記載する。）
	司法書士	司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条による登録を受けている場合。
	計量証明事業者	計量法（平成4年法律第51号）第107条による登録を受けている場合。
	空白の欄	その他の登録等を受けている場合は、登録事業者名等が空白の欄に記載する。
19 設立年月日（和暦）	○登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載すること。（個人については、記載を要しない。）	
20 みなし大企業	○中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）は、「 <input type="checkbox"/> 下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、もとより大企業である場合又は上記に該当しない場合は「 <input type="checkbox"/> 該当しない」にチェックを入れること。	

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）

[様式1の2]

※ 受付番号		※ 業者コード		様式1の2										
21 測量等実績高														
① 競争参加資格希望業種区分	② 直前2年度分決算		③ 直前1年度分決算		④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高 (千円)	⑤ 申請を希望する部局								
	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		01	02	03	04	05	06	07	08	合
	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月	年 月 年 月		東	関	北	中	近	中	四	九	計
測量調査		150,450		145,250	147,850	○	○	○						3
101 深淺測量、104 汀線測量														
建設コンサルタント等		201,250		185,360	193,305	○	○	○						3
201 河川砂防及び海岸・海洋														
202 港湾及び空港														
そ の 他		3,000		2,000	2,500	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合 計		354,700		332,610	343,655	2	2	2						6
22 有資格者数(人)														
構造設計 一級建築士	設備設計 一級建築士	一級建築士	二級建築士	建築設備士	建築積算資格者	一級土木 施工管理技士	二級土木 施工管理技士	測量士	測量士補	環境計量士	不動産鑑定士	不動産鑑定士補		
		1	4			25	10	45	40					
技 術 士														
総合技術監理部門 (測量を除く)	建設部門	農業部門	森林部門	水産部門	電気電子部門	機械部門	情報工學部門	総合技術監理部門 (地質調査)	地質調査					
	10						1	1	1					
港湾海洋調査 士	地質調査技士	RCCM	APEC エンジニア	水路測量技術	海洋・港湾構造 物維持管理士	海洋・港湾構造 物設計士	土地家屋調査士	司法書士						
		10												

※斜文字は記入例

(様式1の2)

項目	記載要領
受付番号、 業者コード	記入不要
21 測量等実績高	<p>○「①競争参加資格希望業種区分」欄には、別表1に掲げる業種のうち競争への参加を希望する業種区分、コード、業務区分を記入する。</p> <p>○「② 直前2年度分決算」及び、「③ 直前1年度分決算」及び「④ 直前2ヶ年間の年間平均実績高」の各欄には、「① 競争参加資格希望業種区分」の業種毎にそれぞれ記載する。</p> <p>○ 測量等実績高のうち、希望する業種以外の業種の実績高は「その他」の欄にその額を記載し、実績がない業種を希望する場合には「0」を記載する。</p> <p>○直前2年度分決算の欄には、次の金額を参考に記入する。</p>

項目	記載要領													
	<table border="1" data-bbox="456 297 1441 712"> <thead> <tr> <th data-bbox="456 297 767 342">申請者</th> <th data-bbox="770 297 1441 342">記入する金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="456 347 767 392">普通法人</td> <td data-bbox="770 347 1441 392">決算報告書の損益計算書の「売上」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 396 767 486">一般社団法人等</td> <td data-bbox="770 396 1441 486">収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 490 767 580">個人（青色申告）</td> <td data-bbox="770 490 1441 580">確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 584 767 629">個人（白色申告）</td> <td data-bbox="770 584 1441 629">確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="456 633 767 712">組合</td> <td data-bbox="770 633 1441 712">決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="456 716 1441 846">※各売上・収入等実績は当該事業にかかるもののみを記入する（建設業、物品製造業及び役務等の実績は含めないで、合計は損益計算書の総売上高と必ずしも一致しない場合があります）。</p>		申請者	記入する金額	普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額	一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額	個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」	個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額	組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額
申請者	記入する金額													
普通法人	決算報告書の損益計算書の「売上」金額													
一般社団法人等	収支計算書総括表の収入の部の「事業収入」金額													
個人（青色申告）	確定申告書控えにある損益計算書の「売上（収入）金額」													
個人（白色申告）	確定申告書控えの所得金額欄の「営業」金額													
組合	決算報告書の損益計算書「売上高」の「当該事業収入」金額													
21 測量等実績高 ②直前2年度分 決算	<p data-bbox="456 862 1441 896">○直前1年度分決算の前の1年間の決算を記入する。</p> <p data-bbox="456 907 1441 985">○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p data-bbox="456 996 1441 1030">※消費税を含まない額を記入する。</p> <p data-bbox="456 1041 1441 1075">※千円未満は四捨五入する。</p>													
21 測量等実績高 ③直前1年度分 決算	<p data-bbox="456 1086 1441 1164">○審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において確定した決算を含む過去1年間の決算を記入する。</p> <p data-bbox="456 1176 1441 1254">○決算が1事業年度1回の場合には、当該左右欄のうち右欄のみに記載する。</p> <p data-bbox="456 1265 1441 1299">※消費税を含まない額を記入する。</p> <p data-bbox="456 1310 1441 1344">※千円未満は四捨五入する。</p>													
21 測量等実績高 ④直前2ヶ年間の 年間平均実 績高	<p data-bbox="456 1359 1441 1438">○②と③の両決算に基づき算定した年間平均実績高を記入する。（両決算の合計を2で除して得た数値）</p> <p data-bbox="456 1449 1441 1482">※合計欄には縦の金額の合計を記入する。</p> <p data-bbox="456 1494 1441 1527">※消費税を含まない額を記入する。</p> <p data-bbox="456 1538 1441 1572">※千円未満は四捨五入する。</p> <p data-bbox="456 1583 1441 1662">※直前2ヶ年の間に、創業や事業年度の変更等があった場合は、以下の例により算定する。</p>													

項目	記載要領
	<p>例1) 事業年度を変更したため、審査基準日の直前2ヶ年間に含まれる各事業年度の月数の合計が24ヶ月に満たない場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;"> C B A </p> <p style="text-align: center;"> 12ヶ月 12ヶ月 9ヶ月 </p> <p style="text-align: center;"> 決 決 決 決 審査基準日 </p> <p style="text-align: center;"> 算 算 算 算 </p> <p style="text-align: center;"> 日 日 日 日 </p> </div> <p>直前2年の各事業年度の合計月数・・・ (A+B=21ヶ月) 不足月数・・・・・・・・・・・・・・・・ 24-21=3ヶ月</p> <p>計算式 $\frac{A+B+(C \times 3 / 12)}{2}$ = 直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例2) 新規に営業を開始したことにより合計月数が24ヶ月に満たない場合</p> <p>計算式 各事業年度の実績高の合計額 × 1 / 2 =直前2ヶ年間の年間平均実績高</p> <p>例3) 個人企業から会社組織に移行し、かつ現企業と前企業とが同一性を保持していると認められる場合、又は他の企業を吸収合併等した場合 ⇒移行前の企業、吸収合併前の各企業等の契約実績(ただし、現企業の主として請負う業種と同業種の契約実績に限ります。)も実績高に含める。</p>
21 測量等実績高 ⑤申請希望する部局	<p>○希望する業種ごとに登録を希望する部局の欄に「○」印を付す。 ○合計欄に「○」印の数を記載する。</p>
22 有資格者数(人)	<p>○「別表2」の右欄に掲げる資格等を有する職員の数それぞれ該当する欄に記入し、同表「その他」欄「②技術職員」及び「③事務職員」に掲げる職員数については空白の欄に当該免許等の名称とともに記入してください。</p> <p>○審査基準日(提出された財務諸表等の決算日)において常時雇用している職員のうち専ら測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事している各有資格者数を記載する。</p> <p>○数字は右詰めで記載する。</p>

項目	記載要領
	<p>○1人で2以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上すること（技術士、RCCM、APECエンジニア、地質調査技士及び補償業務管理士、港湾海洋調査士については、1人で複数部門の資格を有している場合を含む）。</p> <p>さらに、技術士において同一部門において選択科目が異なる場合には、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>ただし、1人で同一種類である「1・2級」、「士、士補」の資格を有している場合は、上位のもののみ計上する。</p> <p>1級建築士の免許を受けている者が、構造設計1級建築士証又は設備設計1級建築士証の交付を受けている者である場合は、1級建築士欄にはカウントしない。</p> <p>構造設計、設備設計両方交付されている者は、それぞれ重複して記載すること。</p> <p>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。ただし、土地家屋調査士法第63条により設立された公共嘱託登記土地家屋調査士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数、また、司法書士法第68条により設立された公共嘱託登記司法書士協会については、同法同条規定の社員の有資格者数を含めて記載することができるものとする。（「30 常勤職員の数」欄も同様）。</p> <p>※記載できるのは、技術者経歴書等において確認できる範囲に限ります。（様式3技術者経歴書の内容と一致させてください。）</p> <p>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</p> <p>※工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>※技術士の有資格者数欄の記入にあたっては、各部門の選択科目によっては計上できない場合があるので、別表2を参考にして、十分注意して記入すること。</p>

競争参加資格希望業種区分等一覧表

業種区分	コード	業務区分	業務内容
測量・調査			測量法第55条による登録を受けて営む業務及び地質調査業者登録規程第2条による登録を受けて営む業務等
※	101	深淺測量	
※	102	一般地上測量	
※	103	航空測量	
※	104	汀線測量	
	105	地質、土質調査	
	106	気象調査	
	107	波浪調査	
	108	流況調査	
	109	潮位調査	
	110	潜水探査	
	111	磁気探査	
	112	環境調査	
	113	応用測量	
	114	模型実験	
	115	各種分析試験	
※	116	土地家屋調査	
	117	その他の調査	
建設コンサルタント等			建設コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務、補償コンサルタント登録規程第2条による登録を受けて営む業務及びその他登録を受けて営む業務
	201	河川、砂防及び海岸・海洋	
	202	港湾及び空港	
	203	電力土木	
	204	道路	
	205	鉄道	
	206	上水道及び工業用水道	
	207	下水道	
	208	農業土木	
	209	森林土木	
	210	水産土木	
	211	廃棄物	
	212	造園	
	213	都市計画及び地方計画	
	214	地質	
	215	土質及び基礎	
	216	鋼構造及びコンクリート	
	217	トンネル	
	218	施工計画、施工設備及び積算	
	219	建設環境	
	220	機械	
	221	電気電子	
	222	補償コンサルタント	
※	223	一級建築士	
※	224	計量証明事業者	

注) ※印は、登録が無いと申請できないもの

101～104 測量
 116 土地家屋調査士
 223 一級建築士
 224 計量証明事業者

(参考) 測量法第55条、土地家屋調査士法第8条、建築士法第23条、計量法第107条

別 表 2

有 資 格 者 一 覧 表

免許等の名称	有 資 格 者	
① 一級建築士	建築士法による一級建築士の免許を受けている者	
② 二級建築士	建築士法による二級建築士の免許を受けている者	
③ 建築設備士	建築士法施行規則による建築設備士である者	
④ 建築積算資格者	公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者	
⑤ 一級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの一級に合格した者	
⑥ 二級土木施工管理技士	建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を土木施工管理とするものの二級に合格した者	
⑦ 測量士	測量法による測量士試験に合格した者	
⑧ 測量士補	測量法による測量士補試験に合格した者	
⑨ 環境計量士	計量法による環境計量士の登録を受けている者	
⑩ 不動産鑑定士	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士登録を受けている者	
⑪ 不動産鑑定士補	不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士補登録を受けている者	
⑫ 土地家屋調査士	土地家屋調査士法による土地家屋調査士の登録を受けている者	
⑬ 司法書士	司法書士法による司法書士の登録を受けている者	
⑭ 技 術 士	総合技術監理部門 (地質を除く対象科目)	技術士法(昭和58年法律第25号)による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記各部門の選択科目(記載のない部門は全ての選択科目)とするものに限る。)に合格した者
	建設部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものを除く。)とするものに合格した者
	農業部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。)とするものに合格した者又は平成30年度以前における技術士法による第2次試験のうち、技術部門を農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	森林部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	水産部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。)とするものに合格した者
	電気電子部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を電気電子部門とするものに合格した者
	機械部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を機械部門とするものに合格した者
	情報工学部門	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を情報工学部門とするものに合格した者
	総合技術監理部門 (地質調査)	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を総合技術監理部門(選択科目を下記「地質調査」欄の選択科目に合格した者
地質調査	技術士法による第2次試験のうち、技術部門を建設部門(選択科目を「土質及び基礎」とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を「地質」とするものに限る。)とするものに合格した者	

⑮ 港湾海洋調査士	一般社団法人海洋調査協会の行う港湾海洋調査士認定試験に合格した者	
⑯ 地質調査技士	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者	
⑰ R C C M	一般社団法人建設コンサルタンツ協会の行う R C C M 資格試験に合格し、登録を受けている者	
⑱ A P E C エンジニア	アジア太平洋経済協力 (APEC) が取りまとめた「APEC エンジニア・マニュアル」に基づき、日本政府と相互免除の合意をしている政府において、当該国内に設立したモータリング委員会に登録され、かつ追加審査が必要な場合はそれに合格している者	
⑲ 水路測量技術	一般社団法人日本水路協会の行う水路測量技術検定試験に合格した者	
⑳ 海洋・港湾構造物維持管理士	一般社団法人沿岸技術研究センターの行う海洋・港湾構造物維持管理士資格認定試験に合格した者	
㉑ 海洋・港湾構造物設計士	一般社団法人沿岸技術研究センターの行う海洋・港湾構造物設計士資格認定試験に合格した者	
その他	㉒ 技術職員	建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、建築施工管理、官工事施工管理、電気工事施工管理又は造園施工管理とするものに合格した者
		電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）による第 1 種電気主任技術者、第 2 種電気主任技術者又は第 3 種電気主任技術者の免許を受けている者
		消防法（昭和 23 年法律第 186 号）による甲種消防設備士又は乙種消防設備士の免状の交付を受けている者
	㉓ 事務職員	公共事業に必要な土地等の取得若しくは使用、これに伴う損失の補償又はこれらに関連する業務に関し 7 年以上の実務の経験を有する者
	㉔ その他	上記の他、測量等業務に関連する免許等を受けている者

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・調査及び建設コンサルタント等）
 [様式1の3]

様式1の3																																																	
※ 受付番号	※ 業者コード																																																
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門																																																	
建設コンサルタント業務																	補償コンサルタント業務																																
①	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	②	22	23	24	25	26	27	28	29																					
河川・砂防	空港	電力	道路	鉄道	工業用水	下水道	農業土木	森林土木	水産土木	廃棄物	造園	都市計画	地質	基礎	構築物	トンネル	土工	建設環境	機械	電気電子	土地調査	土地評価	物件	機械	特殊補償	事業損失	補償関連	総合補償																					
24 自己資本額																	28 外資状況																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th>区 分</th> <th>直 前 決 算 時 (千円)</th> </tr> <tr> <td>① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本</td> <td>35,000 35,000</td> </tr> <tr> <td>② 評 価 ・ 換 算 差 額 等</td> <td>195,255</td> </tr> <tr> <td>③ 新 株 予 約 権</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>④ 株 式 引 受 権</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤ 計(P)</td> <td>195,255</td> </tr> </table>																	区 分	直 前 決 算 時 (千円)	① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本	35,000 35,000	② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	195,255	③ 新 株 予 約 権	0	④ 株 式 引 受 権	0	⑤ 計(P)	195,255	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl;">28 外資状況</td> <td>1 外 国 籍 会 社 [国名 :]</td> <td>3 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]</td> </tr> <tr> <td>2 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]</td> <td>(外資比率 : %)</td> </tr> <tr> <td>(外資比率 : 100%)</td> <td>(外資比率 : %)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>												28 外資状況	1 外 国 籍 会 社 [国名 :]	3 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]	2 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]	(外資比率 : %)	(外資比率 : 100%)	(外資比率 : %)		
区 分	直 前 決 算 時 (千円)																																																
① (株主資本のうち外国資本) (株主資本のうち資本金) 株 主 資 本	35,000 35,000																																																
② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	195,255																																																
③ 新 株 予 約 権	0																																																
④ 株 式 引 受 権	0																																																
⑤ 計(P)	195,255																																																
28 外資状況	1 外 国 籍 会 社 [国名 :]	3 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]																																															
	2 日 本 国 籍 会 社 [国名 :]	(外資比率 : %)																																															
	(外資比率 : 100%)	(外資比率 : %)																																															
25 損益計算書																	29 営業年数等																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>税引前当期利益(千円)(S)</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>① 流動資産(千円)(m)</td> <td>1,500,000</td> </tr> <tr> <td>② 流動負債(千円)(n)</td> <td>1,000,000</td> </tr> <tr> <td>③ 固定資産(千円)(Q)</td> <td>100,000</td> </tr> <tr> <td>④ 総資本額(千円)(R)</td> <td>1,600,000</td> </tr> </table>																	税引前当期利益(千円)(S)	5,000	① 流動資産(千円)(m)	1,500,000	② 流動負債(千円)(n)	1,000,000	③ 固定資産(千円)(Q)	100,000	④ 総資本額(千円)(R)	1,600,000	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 創 業</td> <td>H15年 4月 1日</td> </tr> <tr> <td>② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間</td> <td>年 月 日 から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>③ 現 組 織 へ の 変 更</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>④ 営 業 年 数 等</td> <td>6 年</td> </tr> </table>												① 創 業	H15年 4月 1日	② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで	③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日	④ 営 業 年 数 等	6 年			
税引前当期利益(千円)(S)	5,000																																																
① 流動資産(千円)(m)	1,500,000																																																
② 流動負債(千円)(n)	1,000,000																																																
③ 固定資産(千円)(Q)	100,000																																																
④ 総資本額(千円)(R)	1,600,000																																																
① 創 業	H15年 4月 1日																																																
② 休 業 期 間 又 は 転 (廃) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで																																																
③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日																																																
④ 営 業 年 数 等	6 年																																																
27 経営比率																	30 常勤職員の数																																
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 総資本純利益率 (S/R×100)</td> <td>0.3 (%)</td> </tr> <tr> <td>② 流 動 比 率 (m/n×100)</td> <td>150.0 (%)</td> </tr> <tr> <td>③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)</td> <td>230.3 (%)</td> </tr> </table>																	① 総資本純利益率 (S/R×100)	0.3 (%)	② 流 動 比 率 (m/n×100)	150.0 (%)	③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	230.3 (%)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>① 技 術 職 員</td> <td>112</td> <td>② 事 務 職 員</td> <td>11</td> <td>③ その他の職員</td> <td>12</td> <td>④ 計</td> <td>135</td> <td>⑤ 役職員等</td> <td>10</td> </tr> </table>												① 技 術 職 員	112	② 事 務 職 員	11	③ その他の職員	12	④ 計	135	⑤ 役職員等	10					
① 総資本純利益率 (S/R×100)	0.3 (%)																																																
② 流 動 比 率 (m/n×100)	150.0 (%)																																																
③ 自己資本固定比率 (P/Q×100)	230.3 (%)																																																
① 技 術 職 員	112	② 事 務 職 員	11	③ その他の職員	12	④ 計	135	⑤ 役職員等	10																																								
																	※ ⑤は④の内数																																

※斜文字は記入例

(様式1の3)

項目	記載要領
受付番号、業者コード	記入不要
23 建設コンサルタント及び補償コンサルタント登録業者の登録部門	○建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門について1～29の業務に対応する番号に「○」印を付すること。
24 自己資本額	○「直前決算時」の欄については、審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）における自己資本額を記載する。 ※千円未満は切り捨てること。 ※一般財団法人等については、後述の参考による。
24 自己資本額 ①株主資本	○「株主資本」欄には、払込済資本金に新株式申込証拠金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式申込証拠金を加え自己株式を減じた額を記載する。（有限会社である場合においては、出資払込金、出資申

項目	記載要領
	<p>込証拠金の額)</p> <p>○外資系企業の場合には、「①株主資本」の株主資本のうち外国資本の()内に外国資本の額を内数で記載する。</p> <p>○「①株主資本」の株主資本のうち資本金欄の()内に払込済資本金の額を内数で記載する。</p> <p>○組合にあっては組合の基本財産と組合員の払込資本金に利益剰余金を加えた額の合計額を記載する。</p> <p>○個人にあっては、「⑤計」欄に、純資産合計(期首資本金+事業主利益+事業主借勘定-事業主貸勘定)の額を記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、(事業主借+元入金+青色申告特別控除前の所得金額)-事業主貸で出た金額を個人事業者における「株主資本」とする。その他、評価・換算差額等、新株予約権という概念が個人事業者の財務諸表にないため、そのまま右下(P)も同じ金額が入る。</p> <p>○個人(白色申告)の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※白色申告の個人が青色申告にある貸借対照表のフォームを用いて任意で貸借対照表を作成した場合には、それをもとに自己資本額を記入する。</p>
24 自己資本額 ② 評価・換算差額等	<p>○「②評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損金、土地再評価差額金があった場合には、その合計の額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
24 自己資本額 ③新株予約権	<p>○「③新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にはその額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
24 自己資本額 ④株式引受権	<p>○「④株式引受権」欄には、株式引受権があった場合にはその額を記載する。</p> <p>※個人の方は記載不要。</p>
25 損益計算書	<p>○「税引前当期利益」欄には、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表から、青色申告特別控除前の所得金額を記入する。</p> <p>○個人(白色申告)の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は切り捨てする。</p>
26 貸借対照表	<p>○「①流動資産」「②流動負債」「③固定資産」及び「④総資本額」の各欄は、当該金額を基準日直前の決算により記載する。</p> <p>○個人(青色申告)の方は、確定申告書控えにある貸借対照表にある</p>

項目	記載要領
	<p>資産負債を分別し記入する。</p> <p>○個人（白色申告）の方は、確定申告書控えから確認できないため、自己資本額は「0」での申請となる。</p> <p>※千円未満は切り捨てする。</p>
27 経営比率	<p>○「27 経営比率」の各欄には、以下のとおり求めた値を百分比で表し、小数点以下第二位の数値を四捨五入して小数点第一位までの数値をそれぞれ記入してください。</p> <p>（ア）「①総資本純利益率」欄については、「25 損益計算書」の「税引前当期利益」欄に記載された額を、「26 貸借対照表」の「④総資本額」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>（イ）「②流動比率」欄については、「26 貸借対照表」の「①流動資産」欄に記載された額を、「26 貸借対照表」の「②流動負債」欄に記載された額で除して得た値</p> <p>（ウ）「③自己資本固定比率」欄については、「24 自己資本額」の「④計(P)」欄に記入された額を、「26 貸借対照表」の「③固定資産」欄に記載された額で除して得た値</p>
28 外資状況	<p>○外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に「○」印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。</p> <p>○「2 日本国籍会社（外資比率：100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。</p>
29 営業年数等	<p>○「④ 営業年数」欄には、競争参加資格希望業種に係る事業の開始日（2業種以上のときは最も早い開始日）から審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）までの期間から、当該事業で中断した期間を排除した期間を右詰めで記載する。</p> <p>※1年未満の端数は、これを切り捨てる。</p> <p>※組織変更、家業相続等が行われ、かつ現企業と前企業が同一性を保持していると認められる場合は、前企業の創業時をとることができる。その場合は、前企業の創業時を証明できる書類の写しを添付すること。</p> <p>証明できない場合は、様式1の1「19 設立年月日」に記載の年月日を記載する。</p> <p>※吸収合併の場合には、存続会社の営業年数とし、新設合併の場合には消滅会社の営業年数の算術平均により得た値によるものとします。</p>
30 常勤職員の数	<p>○「①技術職員」及び「②事務職員」の各欄には審査基準日（提出された財務諸表等の決算日）において常時雇用している職員のうち専ら測量・調査及び建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を記載し、「③ その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載する。なお、法人における常勤役員、個人における事業主は、その</p>

項目	記載要領
	<p>勤務実態により①～③のいずれかの欄に含めて記載すること。</p> <p>工事・コンサルを営んでいる者が申請する場合には、専ら建設工事に従事する者ははずしてカウントすること。</p> <p>○「④計」欄には、①～③の人数の合計を記載すること。（なお、法人における常勤役員の数、個人における事業主は当然に計に含まれる。）</p> <p>○「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の数を内数で記載して下さい。</p> <p>※自社の常勤職員数のみを記載し、非常勤職員、友好・協力関係にある別企業の職員等は記載しないこと。（「22 有資格者数」欄も同様）。</p> <p>※申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には、取り消されることがあるので、注意すること。</p> <p>※該当の職員がいない場合は「0」を記入する。</p>

（参考）一般財団法人等における自己資本額

一般財団法人等の場合の自己資本額は、基本的に「貸借対照表」を見ながら確認できるが、わからない場合は、「正味財産増減計算書」で確認すること。

○「貸借対照表」と「正味財産増減計算書」の比較

自己資本額	区分	直前決算時 (千円)
	(うち外国資本)	(1)
	①株主資本	
	②評価・換算差額等	(2)
	③新株予約権	(3)
④計	(4)	

	貸借対照表	正味財産増減計算書	財産目録	全部事項証明書
(1)	基本財産		基本財産	
(2)	(4)－(1)			
(3)	必ず「0」			
(4)	正味財産合計額	正味財産期末残高		資産総額

※上記(1)において、一般社団法人で基本財産の無い場合には【正味財産】となります。

(2) 業態調書

[様式2] 資本人的関係の確認

「建設コンサルタント業務等の発注に当たっての建設コンサルタント等の選定方

法等について」(平成27年3月17日付け国港総第494号〔最終改正 平成30年6月25日付け国港総第101号〕)により、一定の資本関係又は人的関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないこととなっておりますので、本調書に必要事項をご記入下さい。

当該業態調書においては、主に次の事項を記入することとしています。

- 申請者の親会社等に関する事項(商号名称、本店住所等)
- 申請者の子会社等に関する事項(法人番号、商号名称)
- 申請者の役員の兼任に関する事項(役職、氏名、兼任先の商号名称等)
- 申請者が組合を構成している場合、組合に関する事項(商号名称、本店住所等)

※申請書類に虚偽の記載をした場合、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、競争参加資格の決定が受けられず、また、決定後発覚した場合には競争参加資格が取り消されることがありますので、以下の説明を十分に確認した上で当該業態調書を作成してください。

【同一入札への参加が制限される場合】

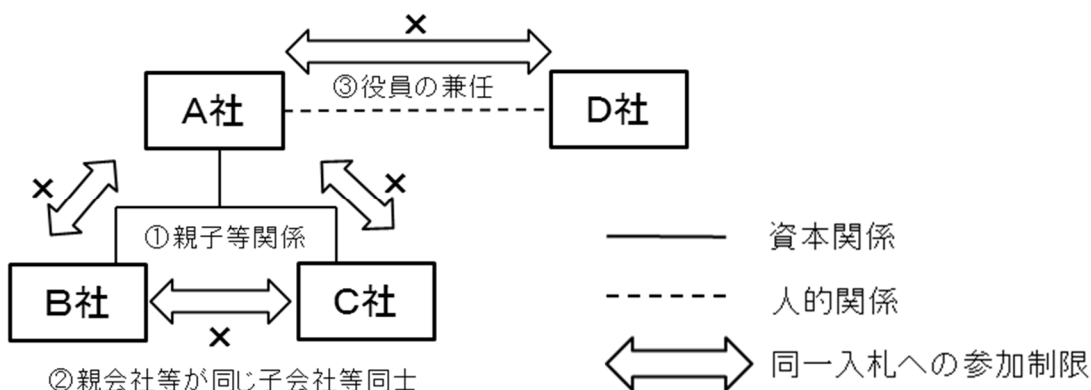
【基準】

- ①親会社等と子会社等の二者
- ②親会社等と同じくする子会社等同士
- ③役員の兼任
- ④その他(上記と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合)
(例) 組合(共同企業体(以下「JV」という。)を含む)とその構成員

※親会社「等」は、組合(JVを含む)及び個人を含む。

※子会社「等」は、組合(JVを含む)を含む。

イメージ図



【詳細イメージ図（H29H30から着色部分が追加されております。）】

1. 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。

- ① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2. 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合には、同一入札に参加することができません。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除きます。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

